

「琉球国中山王府官制」の情報化

豊見山 和行（琉球大学教育学部）

「琉球国中山王府官制」は、1706（康熙 45）年に、蔡鐸（紫金大夫）・蔡應瑞（正議大夫）・程順則（正議大夫）らによって編纂されたものである。首里王府（＝中山王府）役人の品級と官職全体を初めて体系的に編纂した史料であり、その後、1713年に成立した王国全体の地誌を編んだ「琉球国由来記」等における官職部の先駆けをなすものと言えよう。

本「王府官制」の構成は、(1)品級（正一品から従九品まで）(2)采地俸禄、(3)冠帯歌・簪品歌・朝衣歌、(4)職官からなる。久米村（唐栄）の長老格である蔡鐸・蔡應瑞・程順則らによって編纂されたことから分かるように、全体の編纂様式が、中国的スタイルをとっている。そのことは、漢文で全体が記述され、首里王府の官職名を漢音（中国名称）と土語（琉球名称）を上下（本テキストデータでは、左右）に配置していることにも示されている。

本「王府官制」によって18世紀初頭における品級と官職構成がおおよそ把握できる。ただし、琉球王国における官人社会では、官職が重視され、品級はむしろ副次的なものに過ぎなかった。ところが、この「王府官制」は、あえて品級を冒頭に掲げており、そ点に蔡鐸らの中国指向性が窺われよう。

本「王府官制」テキストデータは、沖縄県立図書館蔵本を基礎に入力したものである。本文での[*文字/]部分は、文字が細字であることを表す。また、原文での割注は、*を付した。

「琉球国中山王府官制」テキストデータの一部

琉球國中山王府官制

琉球國中山王府官制

正議大夫 * 臣 / 蔡應瑞

紫金大夫 * 臣 / 蔡 鐸等奉

正議大夫 * 臣 / 程順則

令照依舊銜。翻正漢音謹

呈

上覽

正一品。特晉封祿大夫。柱國。 * 王相。元侯。勳德優盛 * 者。授此。 * 多係贈官。 *

正一品。封晉封祿大夫。元侯。 * 王子弟。膺封爵祿。爵居一。 * 等。故稱封祿大夫元侯。

從一品。永祿大夫。加爵元侯。 * 郡侯有勳德者。 * 封為加爵元侯。

從一品。永祿大夫。 * 郡 * 邑 / 侯。 * 元侯子孫授一郡或一邑。 * 皆世爵祿。故稱永祿大夫 * 郡侯。或 * 邑侯。

正二品。隆德大夫。法司正卿。 * 或 / 加銜法司正卿。 * 秉憲大夫。勳德優盛者。賜綵織冠。授隆德大夫。若 * 隆勳大夫。陞隆德大夫者。稱加銜法司正卿。

正二品。秉憲大夫。法司正卿。 * 王之三卿。秉政司憲。 * 故稱秉憲大夫法司 * 正 * 卿。

從二品。隆勳大夫。加銜法司正卿。 * 親奉大夫。有大 * 勳德者。陞授隆 * 勳大夫。加銜 * 法司正卿。

從二品。親奉大夫。 * 郡 * 邑 / 伯紫巾亞卿 * 有勳德者。賜紫 * 巾冠親侍 王 * 宮。授一郡或一邑。秩亞正卿。故 * 稱親奉大夫郡邑伯。紫巾亞卿。

正三品。宣詢大夫。謁者耳目官。 * 事無大小。皆由謁 * 者。稟明法司通行 * 又耳目官職掌。宣令詢訪。採風入 * 告。故稱宣詢大夫。謁者耳目官。

正三品。正議大夫。 * 明初賜三十六姓 中山。命程 * 復、王茂。為國相、兼長史事。掌貢 * 典。嗣以長史。奉貢為例。後航海及數次者。 * 誥封正議大夫榮歸。大夫名號。於是矣。

從三品。進顯大夫。加銜謁者。 * 勤勞有異巧者。授進 * 顯大夫。加謁者銜。榮 * 之。故稱進顯大 * 夫加銜謁者。

正四品。精繹大夫。贊議官。 * 贊議官職掌。凡議論細 * 繹玩味。佐謁者度支官。 * 故稱精繹大 * 夫贊議官。

正四品。中議大夫。*職次正議大夫。*故稱中議大夫。

從四品。宮候大夫。察侍紀官。*勤職有累績者。加察*侍紀官。侍直 王宮*以候補職。故稱宮*候大夫。察侍紀官。

正五品。奉宣大夫。遏闈理官。*兼才德者。授遏闈理*官。入直宮院。奉令宣*諭。故稱奉宣大*夫。遏闈理官。

從五品。供直大夫加銜遏闈理官*凡選俊傑士。加*遏闈理銜。供直*朝 王。故稱供直大夫。加銜*遏闈理官。多是世家授此銜。

正六品。承直郎。儀衛使*此職掌統領 衛* 屬故稱儀衛使。

從六品。從務郎。*儒士授*此銜 / 從六品。叙德郎。*吏員授*此銜。

正七品。承事郎。

從七品。從職郎。*儒士授*此銜 / 從七品。叙功郎。*吏員授*此銜。

正八品。內使郎。贊度內使。*以儀度。贊佐長者。*故稱贊度內使。

從八品。內使佐郎。

正九品。登仕郎。點班使。*朝見時。專掌百官*班列。故稱點班使。

從九品。登仕佐郎。